

それでは、届出順に発言を許します。2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆さん、おはようございます。会派きざはし、2番議員の陶山荘太郎です。

さて、ロシアがウクライナへの侵略を開始して、先月24日で1年となりましたが、ウクライナは徹底抗戦の構えで終息の見通しは立たず、エネルギーや食品価格が高騰し、生活への影響が続いています。

また、新型コロナウイルス第8波も保健・医療現場や市民の皆様の御尽力により、徐々に収束に向かい、政府は、5月8日には現在の2類相当から5類に移行する方針を決定しましたが、感染対策や医療体制の具体的な在り方は、今後、明らかにすると説明しています。

そのような中、2月25日からは、比田勝・釜山航路も運航再開し、就航日数と乗船人員に制限はありますが、韓国からの観光客も来島するようになり、少しずつですがコロナ禍前の生活に戻りつつあります。

今後は、政府の方針や支援対策を注視するとともに、県とも連携しながら事象に応じた対策を実施しなければなりません。対馬が、混乱なく閉塞感から解放され、よりよい生活に戻るよう尽力していきたいと考えております。

それでは、通告に従い、大きく2つの項目について質問いたします。

1つ目は、対馬市の空き家対策について質問いたします。

空き家問題は全国的に懸念されているものでありますが、人口減少が激しい対馬市においては、より深刻な問題となっています。

まずは、対馬市の空き家の現状及び空き家対策への補助事業、並びに有効な利活用の状況についてお尋ねいたします。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が、開催中の第211回通常国会に提出予定となっています。

既に、令和3年6月30日付で基本的な指針とガイドラインは改正されており、今回の法改正の要点は、空き家等の所有者等の意識の涵養と理解の増進、空き家等の増加抑制及び利活用と除却の推進にあると思います。

空き家対策は、安心、安全なまちづくりや立地適正化計画などの推進において、非常に重要な課題となってくると思いますので、今後、どのような対策を考えているのか市長の答弁をお願いいたします。

2つ目の質問は、地域における社会教育の充実とコミュニティ・スクールの推進について質問いたします。

昨今の子供たちや学校を取り巻く環境は、複雑・多様化しています。そのような中、教職員の

働き方改革や新学習指導要領を進めていくには、社会総がかりで子供たちを教育する体制を構築することが必要とされています。

そこで、対馬市での社会教育団体の現状と課題について、教育長にお伺いします。

それから、教育要覧にあるコミュニティ・スクールの準備・検討をどのように推進していくのか。また、推進する際の市長部局との連携体制について、教育長の答弁をお願いいたします。

以上が、今回の質問内容となります。

本日は、ひな祭り、桃の節句です。ひな飾りのぼんぼりに明々と明かりがとまり、桃の花が満開になるとともに、女の子も男の子も健やかでたくましく育つことを祈るとともに、対馬に生まれてきてよかったと思えるような、すばらしい答弁を期待しております。よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。陶山議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬市の空き家対策についてでございますが、本市の空き家の現状につきまして、総務省が5年ごとに実施しております住宅・土地統計調査における直近の平成30年度調査の数値では、空き家が3,000棟確認されており、空き家率は18.5%と、県及び全国と比較しても高い状況となっております。

このように、市内全域に空き家が存在しており、最近では老朽化が進んだ空き家も見受けられるようになっております。このような管理不全な空き家について、市民の方より相談があった場合につきましては、税務情報等で所有者の確認を行い、当該家屋の現況写真と適正な管理を行うよう文書での通知を行っております。

例年5件程度の相談があっており、所有者が島内に居住している場合には解決できた事例もありますが、ほとんどの所有者が、相続などによる島外在住であり、高齢や経済的理由等でなかなか改善されないのが現状であります。

現在、空き家対策として活用できる制度につきまして、空き家バンク制度があり、空き家の登録や利活用に係る相談に対応しており、空き家の改修工事や家財道具などの処分費用について助成制度を設けております。

現在の空き家バンクの登録状況につきましては、1月末で15件の登録があっております。また、管理不十分な空き家にさせない取組として、シルバー人材センターが実施しております空き家管理事業があり、空き家の見回りや敷地内の除草、樹木の伐採等を行っておりますので、空き家所有者から相談があった場合には、情報提供を行っているところであります。

今後、増加が見込まれる空き家の発生抑制における対応につきましては、空き家になり管理ができなくなる前の対策としまして、関係部局による支援策における空き家の利活用の検討を行

っていききたいと考えております。

また、飛散・倒壊の危険が予見される管理不十分な空き家に対しましては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象としないこととするなどの、空き家所有者の自発的な取組を促す施策等の検討を併せて行っていききたいと考えております。

今後は、人口減少等により空き家の増加が見込まれることから、今月末に公表となります立地適正化計画で、効果的な空き家の抑制方法や利活用、解体・除却に係る支援策など総合的な対策について、他の自治体の先行事例等を参考にしながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 陶山議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

2点目の、地域における社会教育の充実とコミュニティ・スクールの推進についてでございます。

初めに、対馬市における社会教育団体の現状と課題についてですが、教育委員会におきまして支援及び連携を図っております社会教育関係団体につきましては、PTA連合会や青少年健全育成連絡協議会、婦人会連絡協議会、青年団、文化協会、スポーツ協会等の団体がございます。各種団体におかれましては、団体の目的に応じた各種事業を計画され、取り組まれております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響から、ここ数年間は事業の準備は進めても、感染拡大により、やむを得ず事業を中止したり、規模を縮小して開催したりするなど、思うような取組ができない状況でもあります。

また、対馬市の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、会員数の減少や役員の人選に苦労されたり、役員の任期が短く、多くは1年交代のために活動の活性化が難しいなどの悩みもあるようでございます。

教育委員会といたしましては、各種社会教育関係団体の活動に対し、今後も支援を続けるとともに、持続可能な活動にさせていただけるよう、役員の皆様との連携に努めてまいります。

次に、コミュニティ・スクールの推進要領についての御質問にお答えいたします。

コミュニティ・スクールの設置状況等については、令和4年9月の第3回定例会でお伝えいたしましたとおり、令和2年度に設置した佐須奈小中学校の1校となっております。

現在、令和6年度からの新たなコミュニティ・スクールの設置に向けて、巖原地区と峰地区から小学校2校、中学校2校の計4校を選定し、各学校への説明を終え、内諾をいただいている状況です。

コミュニティ・スクールの全校設置までのスケジュールについて御説明いたします。

運用開始の1年前を設置準備の期間として、教育委員会事務局職員がそれぞれの学校に出向き、学校、保護者、地域に対して、既存の組織等を活用して説明を行います。

原則として、中学校区ごとに1つのコミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置する予定です。

上地区には、佐須奈小中学校に既に設置されていますので、来年度は令和6年度からの運用開始に向け、中地区から峰町の学校と下地区から巖原町の学校に準備をしていただきます。

学校の選定については、中学校区内の小中学校数や学校の統廃合の状況を考慮しながら、今後1年間に2から3の学校運営協議会、学校数にして4校から6校程度の設置を進め、令和10年度までに全校への設置を完了したいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールを推進する際の、市長部局との連携についての御質問にお答えします。

市長部局との連携については、令和4年12月の総合教育会議において、コミュニティ・スクールの導入推進について協議をしております。

今後の課題としては、まず、コミュニティ・スクールは本市の学校運営協議会規則にのっとり運営されていますが、そこには学校運営協議会委員の報酬等についての規定がないことが挙げられます。コミュニティ・スクールを持続可能なものにするためには、委員になっていただく皆様への報酬等の設定を検討していかなければならないと考えています。市長部局と連携を図り、財源の確保に努めてまいります。

2つ目の課題としては、委員の人選が挙げられます。

規則では、校長先生の推薦に基づき地域住民や保護者などから、15名以内の委員を任命することとしています。現在、学校支援会議の委員や学校評議員などとして学校を支えてくださっている皆様には、ぜひ、地域とともにある学校づくりに参画していただきたいと考えております。

今後、コミュニティ・スクールの導入に当たり、新たな問題が生じた場合には、市長部局と連携して問題を解決しながら、円滑に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ありがとうございます。

それでは、まず、空き家のほうから一問一答で質問していきたいと思えます。

空き家の対策としまして、シルバー人材センターに管理をお願いするというのがあったんですけども、予算のほうでもあったんですが、シルバー人材センターの、今、ちょっと受注のほうが減っているということなんですけども。

空き家バンクでもいいんですけども、ほかの空き家でもいいんですけども、シルバー人材センター

に受注があった件数等が分かれば。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） しまづくり推進部で所管しております空き家バンクについての限定にはなりますけども、原則、所有者、島内におられなくても島外に所有者がおられても、原則、所有者の管理になるんですけども。

どうしても島外におるということで、自分でできない場合に、こちらのほうからシルバー人材センターとかがありますよというあっせんをしているという現状でございます。そのほかにも、自分の身内に頼んだりとかということもあるのかなとは推察はしますが。うち、シルバー人材センターのほうにあっせんして、実際、頼まれたかどうかというところの数字までは、つかんでおりません。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 分かりました。そんなにはないとは思いますが。ちょっとこれは不確かだから、あまりあれですけど。

空き家バンクに登録している数が15件とあったんですけども、現在、ホームページで私が確認している12件ぐらいがあるんですが、まだ3件はホームページに載っていないということではよろしいかと思えます。

空き家バンク制度というのは、2年間の制度ですよ。1回の2年の延長があるということで、4年間空き家バンクに登録できると、最大。その間の管理責任は所有者にあるということで、空き家バンクの中で書いているんですけども。

空き家バンクに登録がある12件をちょっと見ている限りでは、それぞれに立地条件や家屋の程度が異なっており、全物件に申し込みがあるとは思えない状況だと思います。

これは、相談とかになると思うんですけども、現在、空き家バンクの登録期間で、先ほど、市長が家財の除却ですか、それに補助金とか何かを活用するような相談を受けているということであったんですけども。

この登録期間を過ぎた場合、借り手とか買い手がなかった場合に、どのような指導とか助言をしているのか、そこら辺、ちょっと分かれば教えてください。どういう例があったかでも構いません。それも担当部長でも構いません。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 陶山議員のおっしゃるとおりで、2年間登録で、最大延長で4年ということになっておりますけども、その期間を過ぎれば登録廃止ということで、特に指導、空き家バンク制度の登録廃止後の、その後の管理についての指導というところまでは、私どもの部ではしてはおりません。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） そのとおりだと思います。空き家バンクから解除されたら、しまづくりの所掌から多分、総務課のほうに管轄が移動してくるんじゃないかと考えています。それか、建設課ですね。

次は、除却とか指導とかそういうことになってくるかと思いますが。そこら辺をちゃんとしていかないと、どんどん空き家バンクに登録してから、安心だと所有者が思ってもらっては、それはやっぱり困ると思います。

買い手とか借り手が見つければ、それはそれで、次は改装とかそういう手順になってくると思うんですけども、そこで買い手が見つからずに、空き家バンクから除外されたということになったら、次は、解体とか除却とかそういう手順になってくると思います。

今、全国的に見ても、今、前回の改正で特定空家という制度ができて、全国的に見ても特定空家に指定して処分するという件数は上がってきておりません。

それは、やはり1回指定すると、どんどんエスカレートしていったら、最後は行政代執行とか略式代執行とかそういう手続を取らなければならないかと思っています。

今回の改正で、多分、特定空家に、管理不全というか、もう崩れるような空き家になる前に、窓が割れたり瓦が落ちたり、そういうのをそのままにしておくと、管理不全空家ということで、多分、それも処置ができると思います。

今回の処置は、やはり危険な空き家の発生を抑制するというのが大きな目的となると思いますので、そこら辺も対馬市立地適正計画とか、そこら辺と併せながら考えておいてください。

もう一つ、それを適用されるのは立地適正化計画で上げているところしか、今、ありません、対馬市の計画の中では。

空き家問題は、厳原城下町地域だけの問題じゃなくて、対馬市全部の問題です。でも、対馬市空家等対策計画の中では対象地域は対馬市全域となっています。立地適正化計画の中だけでやるのか、対馬市全部でやるのか、この地域的な優先がつけられなくて今、先延ばしの状態になっているんじゃないかと私は思います。

なので、基本指針の中で、空家等対策計画の中に重点的な区域を定めるべきだという記載があります。空家等対策計画の対象地域の中でも、特に重点と認める地域を計画の改正により定めていただいて、これ厳原町だけちゅうか、厳原城下町地域だけにそれが適用されるんじゃないかと、ほかの空き家が、空き家数とかあとは分布状況を、GISとか何かで把握できるようになると思いますので、そこを検討していただいて、重点対策地域を設置することはできないでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今、議員のほうから重点対策地域を設けてみてはどうかというような

御提案でございますけれども。

確かに、住宅、そういった重点対策地域を設けることは必要であろうというふうに私自身も思っております。

そういう中、今、先ほども答弁の中で申し上げましたように、この空き家の改修等の補助、そしてまた、家具等の除却につきましては、2分の1の補助で最大100万円までといったような助成制度も設けております。

そして、また今後、検討していかなければならないと考えておりますのが、解体・除却の関係で、まだ対馬市は除却に対する補助等を実施してはおりませんが、いずれはこれについても検討をしていかなるを得ないというように考えているところでございます。

まして、今、特定空家等のガイドライン等で固定資産税等の住宅用地特例は、もう今後、適用されませんよというような通知等もありますので、そういったところをいろいろと工夫をしていきたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） まだ法律が、ガイドライン等基本指針は改正されても法律がまだ改正されてないんで、そこは市長も何とも確定的なことは言えないと思います。

国土交通省のホームページで、今回の空家等対策特別措置法の改正案が公表になっております。この内容は、空き家等の適切な管理及びその活用を一層促進するために、空家等活用推進区域、これ仮称です、また、に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、そして最後に、空家等管理活用支援法人、これも仮称です。の指定制度の創設というようにあります。多分、今回の改正でNPOとか何かに、空き家の活用の制度を、どんどんできていたり。

空家等活用促進区域です。これ、多分、今のままだったら、対馬市だったら、厳原城下町区域、それかもっと狭めて立地適正化計画にある居住誘導区域、そこしか指定できないような状況になるんじゃないかと。この制度が創設されても、制度を使えないような状況になるんじゃないかというのが考えられます。

ですので、今回の改正をよく注視していただいて、改正がなる前に方針等、大体、担当部局でも構いません。練っていただいて、改正になった場合、対馬市がこの対策から出遅れることがないようにお願いしたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 答弁は。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ちょっと尻切れになりましたけど。出遅れることがないように、担当部局にはよく策を練っておくように、市長のほうからお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今、議員がおっしゃるように、担当部局ともそこら辺を連携しながら、今後の対策を練ってまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ぜひ、そのようにお願いいたします。

今、やっぱり空き家は、ちょっと市長も、うんということとはできないと思うんですけども、もう行政だけじゃ無理だと思います。このような状態で。

よく民間の力も使うようにしていただいて、これも行く行く、もっと危険な空き家とかが出て問題化が、重大な問題になると思いますので、今のうちに本当、対策を練って行ってください。

対馬市全域というのも、私はまずは無理だと思います。全部一遍に手を広げるというのは、なので、重点な区域を作成いただいて、対策を推進して行っていただきたいと思います。

空き家問題については、以上で終わります。

続きまして、地域における社会教育の充実とコミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

現在、既にコミュニティ・スクールが導入されている佐須奈小中学校の学校運営協議会の委員構成について、これ、団体区分とか人数を、分かればお願いします。

特に、対馬市学校運営協議会規則の第4条の（4）に区分される、「その他教育委員会及び設置校の校長が必要と認める者」に該当する方が任命されていれば、区分だけでも構いませんのでお願いいたします。

それから、これまでの運営の中での利点と課題が分析されていれば、御答弁をお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 今、議員がおっしゃったとおり、規則には地区住民、保護者、校長・教職員の3者が挙げられています。

そして、その他校長が必要と認める者については、佐須奈コミュニティ・スクールにおいては、例えば、学校評議員の皆さん、それと地域のボランティアグループの、もやいの会の皆さん、そしてMITの方などが協力をしてくださっています。合計15名の委員さんでございます。

現在の運営状況ですけれども、過去にも答弁いたしましたけれども、例えば桜の植樹など、あと学校の環境整備とか、あと、ふるさと学習の支援をしていただいたり、非常に良好な運営ができています。

校長先生にお話を聞いても、「よかった」というお声を何度も言われます。これは、今後の学



校によっても励みになるものではないかなと思います。

それと、校長先生の理念として、「コミュニティ・スクールだからということで力まずに、ゆっくり焦らず、いい関係を築いていくことが大事じゃないか」ということを日頃からおっしゃっているようです。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 教育長の先ほどの答弁で、結構いいような運営ができていると思います。

対馬市の規則の中も、研修とかそういう項目はありませんけれども、先ほど報酬を考えていただいているとおっしゃっていただきましたけれども。その方向は、市長部局に強くプッシュをしていただいて。ボランティアでもいいとは思いますが、そこはもう報酬のつけ方もちょっと難しいと思いますけれども、そのほうもよろしくお願いします。

役割の中で、教職員に対する任用に対することは、そこは私も除外して構わないと思っております。先ほどの佐須奈の校長先生のコメントでもある、力まず徐々にというところで、最初から成果を求めてしまうと、このコミュニティ・スクールも会員とか評議員の負担になってしまいますので。そしてまた、学校の負担になっては本末転倒でございますので、そこら辺はよくやっていかれてください。

先ほどの協議会の、対馬市の規則の中で、研修という項目がちょっと抜けているような気がするんです。

文部科学省が推奨するコミュニティ・スクールの学校運営協議会規則の例で、第15条に、「協議会の委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため必要な研修を行うものとする」というのはあるんですけども、これは一例です。

でも、あと文部科学省が全ての公立学校に対して、コミュニティ・スクール推進員、CSマイスターというのに依頼に応じて、教育委員会等に派遣を行うということもあるんですけども。これは円滑な導入に向けて、これから行うことは必要であるとは考えていますが、こういう教育長のお考えを聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 御指摘のとおり、研修に関する項目が現在入っておりません。対馬市で、このコミュニティ・スクールに関する研修が過去に行われた例としては、令和2年に、ちょうど佐須奈の導入時期と重なりますけれども、2回、峰と巖原だったと思いますけれども、学校関係者とそして社会教育関係の方にお集まりいただいて、コミュニティ・スクールの先行事例について、県教委から、そして県内の先行されている学校からお見えになっていただいて、紹介いただきました。

現在、導入前の研修については、そのように充実はしてきていると思うんですけども、確かにおっしゃるとおり、導入した後の委員の皆様に対する研修については、今後、検討していかなければいけないと思っております。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） そのようによろしく願いいたします。

コミュニティ・スクールの導入には、先ほどの研修もそうですけれども、導入前の準備段階が、これから厳原、峰の中で最も重要になると思います。

推進委員の選定とか準備委員会などの準備段階で、この推進委員とかの選考はどのようにしていくのか、今、ちょっと分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） お答えいたします。

現在、学校にはコミュニティ・スクールになっていない学校にも、既に議員よく御存じのとおりPTAという組織、そして学校評議員さん、そして学校支援会議の皆様、既にこういうすごい組織がございます。この組織で御活躍いただいている中心的なメンバーの方に、まずは核となっていていただくことになるかと思えます。

そして、何校かコミュニティ・スクールになっていくと、対馬市内でも先行事例、そしていろんな体験というのが蓄積していくと思いますので、既にコミュニティ・スクールになった学校の方から、対馬市内において、こうやって自分たちが導入していったよというような経験談をお話しいただくことも可能かと思っております。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 推進員もPTAとか育成会とかあるんですけども。

ちょっと課題になるんですけども、大体、先ほど課題で教育長も言われたとおり、大体のところ1年で交代していくんですけども、この運営協議会の委員が、PTA会長に役職で充てた場合に、1年で交代、あと育成会の会長も校区の育成会の会長も、多分1年で交代するんですけども。

佐須奈の場合はどのようにしているか、ちょっと御存じでしょうか。分からなかったら大丈夫です。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 申し訳ありません。佐須奈校区におけるPTA会長さんの任期等については、把握をしておりません。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） PTAとかそういう保護者の代表ですので、ここは協議会に必ず入るような感じになると思います。やはり、PTAとしましても、今、会長と女性の副会長が

来年で4年目、継続した任用の体制を取っております。

この間、会長に聞きますと、地区の理事さんも複数年やってもらえる体制を構築していきたいとか、そういうことを今、PTAもそれに向けて来年度やっていくと思います。

できればそういうPTAと連携しながら、今の会長、今、就いている会長も来年度の取組の中では代わっていきますので、そこら辺、そういう体制でやるということをPTAの中でも周知していただいて、スムーズにいい人材を選考できるような体制を取っていただきたいと思います。

最後に、準備委員会とかそういう委員会の中で、準備段階で、学校の教育目標や経営方針をこの方々に理解、共有した上で、各社会教育団体とかも入っていただいて、ここで今、社会教育団体の問題でもあります各団体間の連携が、今、薄いんです。薄いというか、ほとんどないような状態です。日頃の活動において。ここで、地域の社会教育団体の連携を取れるような形を取っていただきたいと考えております。

そして、その学校づくりの中で、学校は、ほとんど避難所とかそういうのに指定されております。また、放課後子ども教室とか、そういうのに地域が学校を活用したいというのであれば、あと、地域で避難所運営計画とか訓練とかをやるような要望があれば、その段階で、そこに地域マネジャーが入っていただいておれば、その会議の段階で、次、ある程度の方向性が示されるんじゃないかと思えます。

ここは、教育委員会だけじゃなくて、市長部局のほうにも、この協議会の中に、その地域の。地域マネジャーは、幸いなことに小学校区に1人はいると思いますので、そのマネジャーがこの中に入っていただいて、教育委員会と行政の横串を刺すような感じで、よりよい協議会の活動ができるような体制を取っていただきたいと思えますけれども、この場で回答できますでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この場で確定的なことは申せませんが、今後、総合教育会議等でも、また教育委員さんたちとも協議、連携しながら、そしてまた、この地域マネジャー等の活用については、市長部局の担当部局のほうとも協議しながら、検討してまいりたいと思えます。

○議長（初村 久藏君） 2番、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） ありがとうございます。ぜひ、コミュニティ・スクールとかそういう、空き家対策も1つの部局だけでは対策は取れません。

空き家対策とか立地適正化計画は、各部局、計画された各部局が自分のこの計画に示されたことを連動して行っていかなければ、取れるもんじゃありません。

コミュニティ・スクールもそうだと思います。教育委員会だけでやろうと思っても、なかなか推進できる問題じゃありません。経費の問題とか予算の問題とか、そういう、学校を学校教育の目的だけに使わない、ほかの目的でも使おうという組織づくりとか仕組みですので、よく教育委

員会、ほかの市の部局が連携していただいて、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（初村 久藏君） これで、陶山荘太郎君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開は11時5分からといたします。

午前10時46分休憩

午前11時04分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 皆さん、おはようございます。新政会、17番議員の作元でございます。久しぶりに、一般質問席に立たせていただきました。

今日は、3点ほど、市長と教育長に質問していきたいと思います。

今、皆さんが見ておられます、この観世音菩薩坐像です。これは、しばらく皆さんも見っていないと思います。10年間、対馬からこの仏像は離れていますので。それで皆さんに再認識していただくかなと思って、作ってもらって持ってきましたので、よく見てください。よく拝んでみてください。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目でございますけれども、観音寺で盗難にあった仏像の件についてお尋ねをいたします。

韓国の高等裁判所において、対馬市観音寺の所有権を認める判決があり、地元住民として安心しているところでありますけれども、相手側が最高裁に控訴するという報道もあります。今後、返還に向けて対馬市としてどのような対応をされていくのか伺います。

2点目でございますけれども、運動公園の使用また用途などの見直しについてということで。

対馬市における運動公園の使用、用途などの見直しを検討するという話を聞いておりましたけれども、島内全体の各種団体等の御意見も参考にされて、大きく将来に向けて運動公園の見直しをされていくと思いますけれども、今後の方針等について、教育委員会の考えを伺います。

3点目でございますけれども、対馬の漁業振興あるいは資源保護という観点で進めていく中で、現在、国のほうで大型まき網船の対馬近海への進出が、水産庁のほうで検討されているという地元漁協関係者から話を聞いております。

説明も行われていると聞いておりますけれども、本市の市長として、その話を聞かれたかどうか、また把握されているかどうか、この辺について伺いたいと思います。よろしくお願いします。